

小坂町特定不妊治療費等助成事業について

(特定不妊治療・一般不妊治療・不育症治療)

小坂町では、不妊症・不育症で治療をしている方の経済的負担を軽減するため、治療費を助成しています。

対象者

以下の要件を満たす方

- 夫婦として町内に住所を有し、現に居住している。
- 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である。
- 町税を滞納していない。

※特定不妊治療費助成金交付申請の方は、秋田県特定不妊治療費助成事業または秋田県先進医療等不妊治療費助成事業の交付決定を受けていることが必要となります。

※一般不妊治療費助成金交付申請・不育症治療費助成金交付申請の方は、不妊症あるいは不育症と診断を受けている。また、被保険者である必要があります。



助成額

- 特定不妊治療費助成額:1回につき上限20万円
※県の交付額から差し引いた額となります。
※回数は県要領に準じます。ただし、特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った場合、1回につき20万円まで上記の額に加算できるものとします。
※先進医療等不妊治療費の2回目以降の費用についても対象となります。
- 一般不妊治療費助成額:1年度につき上限15万円
- 不育症治療費助成額:1年度につき上限15万円

申請方法

- 申請先 小坂町 福祉課まると支援班(小坂町保健センター)
- 申請期限 治療を終了した日から9か月以内

詳しくは裏面をご覧ください



申請を希望する方は事前に小坂町保健センターまでご連絡ください。

【担当】小坂町福祉課まると支援班(小坂町保健センター) 電話番号 0186-29-3926

	特定不妊治療費	一般不妊治療費	不育症治療費
対象者	①夫婦として町内に住所を有し、現に居住していること。 ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。 ③町税を滞納していないこと。		
	④秋田県特定不妊治療費助成事業または秋田県先進医療不妊治療費助成事業の助成金の交付決定を受けていること。	④産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関によって不妊治療が必要であると診断されていること。 ⑤被保険者等であること。	④産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関によって不育症治療が必要であると診断されていること。
対象となる費用	1回の特定不妊治療の費用に係る本人負担額から、県要領による助成額を控除した額	医療機関において夫婦が受けた一般不妊治療の費用に係る本人負担額	医療機関において夫婦が受けた不育症治療の費用に係る本人負担額
	次に掲げる費用は助成の対象としない。 ①入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の費用 ②処方せんによらない医薬品等の費用 ③他の自治体から助成を受けていた期間に係る特定不妊治療等の費用		
助成額	<u>1回につき上限20万円</u> ※回数は県要領に準ずる。ただし、特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った場合、1回の治療につき20万円まで上記の額に加算できるものとする。また、先進医療等不妊治療費の2回目以降の費用についても対象とする。	<u>1年度につき上限15万円</u> ※助成期間は初回の助成を受けてから5年	
	※1,000円未満の端数は切り捨て		
必要書類	□ 小坂町特定不妊治療・一般不妊治療・不育症治療費助成金交付申請書 □ 医療機関の発行した領収書及び治療内容が確認出来る明細書等の写し ※院外処方にかかる薬局の明細書等を含みます。 ※特定不妊治療費の場合、秋田県特定不妊治療費助成事業申請書に添付書類として提出した領収書及び明細書等の写し □ 夫及び妻の納税証明書(年度内2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できる。) □ 事実婚関係に関する申立書(事実婚関係にある夫婦に限る。)		
	□ 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書または秋田県先進医療等不妊治療費助成事業受診等証明書の写し □ 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書または秋田県先進医療等不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し □ 限度額適応認定証の写し □ 高額療養費や付加(附加)給付金の決定額がわかる書類	□ 小坂町一般不妊治療費助成事業受診等証明書 □ 夫婦の戸籍謄本の写し(初回の申請時に限る。事実婚の場合は、毎回必要。) □ 夫及び妻の住民票の写し(年度内2回目以降の申請の場合は省略できる。) □ 夫婦の保険証の写し	